

## 地区管理運営基金規則

### (目 的)

第1条 公益財団法人日本学生航空連盟(以下学連)は、各地区の訓練所施設(滑空場、宿舍、格納庫、備品、機体、車両等の訓練に必要な設備を含む。以下同じ。)の維持・改善・移転並びに運営のために、公益財団法人日本学生航空連盟特定資産管理規程に基づき、特定資産として地区別に地区管理運営基金を設立する。

### (種 類)

第2条 地区管理運営基金の種類

- (1) 関東地区管理運営基金
- (2) 東海・関西地区管理運営基金
- (3) 西部地区管理運営基金

### (使 途)

第3条 地区管理運営基金の使途は、当該地区に帰属する訓練所施設の維持・改善・移転並びに運営のために使用する。

### (繰 入)

第4条 学連は、以下の資産を地区管理運営基金として繰入れる。

- (1) 地区管理運営基金として寄付を受けた資産
- (2) 理事会が決定するその他の資産

### (支 出)

第5条 地区管理運営基金の支出は、当該地区の地区運営委員会の決議に基づいて、理事会が行う。

付則：この規則は2012年11月17日から施行する。